⑶　連結損益及び包括利益計算書

［「⑴　連結損益計算書」及び「⑵　連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合］

（単位：百万円）

科目	金額
経常収益	
資金運用収益	
貸出金利息	
有価証券利息配当金	
コールローン利息及び買入手形利息	
買現先利息	
債券貸借取引受入利息	
預け金利息	
その他の受入利息	
役務取引等収益	
特定取引収益	
その他業務収益	
その他経常収益	
経常費用	
資金調達費用	
預金利息	
譲渡性預金利息	
短期農林債利息	
農林債利息	
借用金利息	
コールマネー利息及び売渡手形利息	
売現先利息	
債券貸借取引支払利息	
コマーシャル・ペーパー利息	
社債利息	
その他の支払利息	
役務取引等費用	
特定取引費用	
その他業務費用	
事業管理費	
その他経常費用	
貸倒引当金繰入額	
その他の経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
固定資産処分益	
負ののれん発生益	
貸倒引当金戻入益	
償却債権取立益	
その他の特別利益	
特別損失	
固定資産処分損	
減損損失	
その他の特別損失	
税金等調整前当年度純利益（又は税金等調整前当年度純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
法人税等調整額	
法人税等合計	
少数株主損益調整前当年度純利益（又は少数株主損益調整前当年度純損失）	
少数株主利益（又は少数株主損失）	
当年度純利益（又は当年度純損失）	
少数株主利益（又は少数株主損失）	
少数株主損益調整前当年度純利益（又は少数株主損益調整前当年度純損失）	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
持分法適用会社に対する持分相当額	
包括利益	
親会社株主に係る包括利益	
少数株主に係る包括利益	

（記載上の注意）

1　出資一口当たりの当年度純利益金額又は当年度純損失金額を銭単位で注記すること。

2　1に規定するもののほか、農林中央金庫及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

3　「特定取引収益」及び「特定取引費用」は、農林中央金庫及びその子会社等が農林中央金庫法施行規則第65条その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。

4　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前年度損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさない場合には、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5　連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。